

いじめ防止基本方針

愛南町立長月小学校

1 いじめ防止のための基本的な方向

(1) いじめの禁止

いじめは人として決して許されない行為でありいかなる場合においてもいじめを行ってはいけない。(いじめ防止対策推進法第4条)

(2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

長月小学校では、以下の7つの態様について、いじめられている児童を守り通すという観点から毅然とした対応をとることとする。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) 教職員の姿勢

- ア 人権意識を高める（自分を見つめ、言動を振り返るとともに、いじめに気付き考え方行動する態度・能力の育成やいじめを許さない環境整備づくりを強化する）
- イ いじめ問題に対して、必ず組織で対応する（長月小学校いじめ防止対策のための組織）
- ウ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、児童や保護者等からの情報を真摯に受け止める
- エ 自分の担当する教育活動の「見える経営」に努める
- オ 事例研究に努め、いじめが原因で自ら命を絶つという最悪の事態も想定し、危機管理意識を向上させる
- カ 児童が行つたいじめに対し、該当児童を指導し保護者と連携する力をもつ
- キ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

(4) 重大事態

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条第1項)

2 いじめ防止

(1) 児童や学級の様子の把握

- ア 小さなサインや一言の重みを大切にした児童理解に努め、心の触れ合う温かい人間関係を育てる。
- イ 一人一人の学習状況を把握し、家庭との連携を強化した学習指導を行う中で、学習意欲を高める。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ア 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を学年に応じて取り入れる。
- イ 道徳教育の充実
美しいものや優れたものに感動する、あこがれる豊かな心を育てるとともに、「いじめは絶対許されない」という意識のもと、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育てる。

ウ 相談体制の充実

毎月1回全教職員で教育相談を行ったり、職員朝会で児童の出欠や体調、その他気になることについての情報交換をしたりして情報の共有を図る。また、お話タイムに児童個々とコミュニケーションを図る時間を確保する。

また、本校の7つの態様について加害者・被害者の立場にないかや、学校生活の中で見聞きしたことがないかの相談ポイントを共通理解する。一人一人の良さを認め、自信を持たせる時間にもしていく。児童や保護者等からの相談に対しては、迅速に対応する。

エ 校内研修の充実

どの学校にもどの子にも起こりうるという危機意識をもち、児童理解の詰合いから本校の課題や対応方法を研修する。職員会・研修会の中で研修や情報交換の時間確保に努める。

(3) 居場所づくり、絆づくり

一人一人の個性や可能性を伸ばし、居場所のある楽しい学校づくりを行う。称賛したり課題を意識させたりする活動の場を作り、集団の一員としてのつながりや責任感を強化していく。

3 いじめの早期発見

(1) 職務別内容

重 点 事 項	
学級担任	アンケートや日記の活用 何でも言える学級づくり 休み時間等と共に過ごす時間確保
養護教諭	健康観察 登下校の様子把握 来室者への配慮と情報受信 給食時の全校の様子把握
生徒指導主事	アンケート結果の分析と対応 教育相談の活用
管理職	教育相談や健康観察が、児童の小さな変化を受け止められる機会になつていいか危機管理意識を高め、点検する。

(2) 保護者や地域からの情報提供

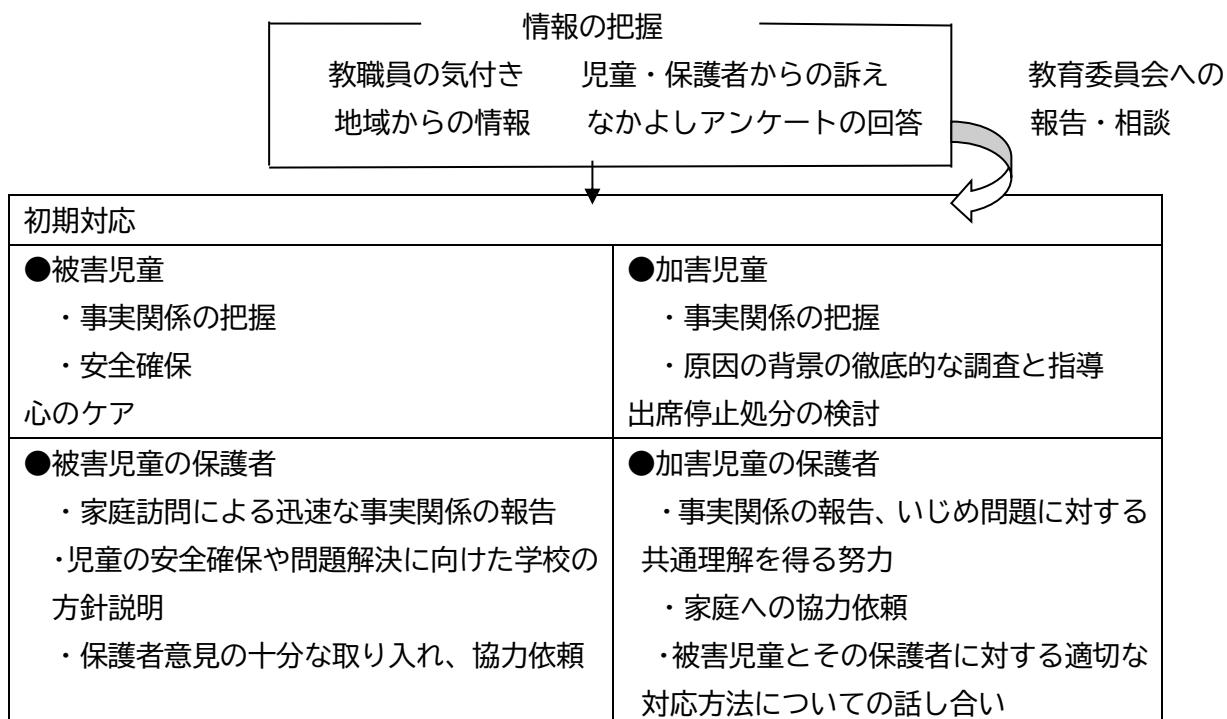
- ア 職員は、地域の行事にも積極的に参加して人間関係を築き、地域社会と連携した体制を確立できるように努める。
- イ 通信物・ホームページ等を通して情報を発信するだけでなく、受信方法も工夫して双方向性を高める。
- ウ 情報の報告・連絡・相談を適切かつ迅速にする。

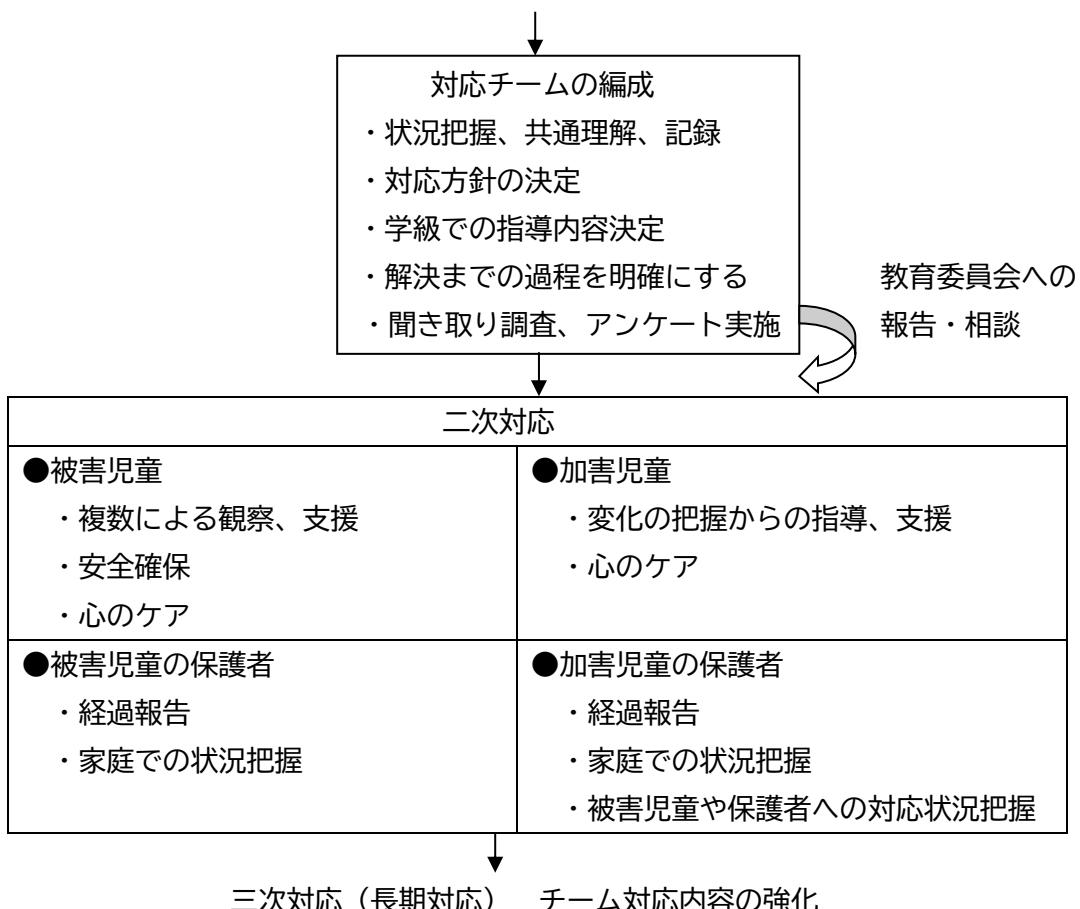
(3) インターネット等を通じて行われるいじめに対する方策

- ア 教科指導や道徳、学級活動の時間において、発達段階に応じた情報モラル教育を行う。
- イ 家庭でのゲームやインターネットの利用状況について、保護者への協力依頼を行う。

4 いじめの発見から解決まで

(1) 組織的対応





いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）・被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認（被害児童及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないか面談等により）し、いじめの解消状態まで確実に指導を実行する。さらに、再発防止のため日常的に注意深く観察していくこと。

（2）保護者との日常的な連携

- ア 学校グランドデザインや通信物等でのいじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供を依頼する。
- イ 学校評価の指標を具体的に設定し、評価結果や具体的な改善策を公表する。

（3）関係機関との連携

ア 教育委員会

いじめの事実を把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、対応方針等を相談する。
書面等で経過報告をし、二次対応の内容について相談する。

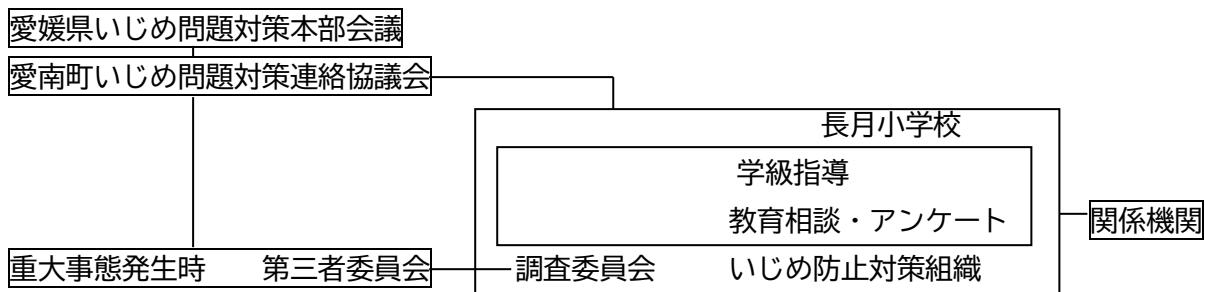
イ 愛南警察署

犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、愛南警察署と連携して対応する。

ウ 愛南町子ども支援センター

いじめの未然防止や発生した場合の解決への取組について情報交換や助言を得る。

5 組織図



6 学校評価との関連

指標	目標値
道徳科や学級活動、体験活動等において、生命尊重の育成に努めている。	教職員・児童・保護者の 90%以上
自分のよさに気付き、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められることを実感できる環境づくりを行い、自尊感情の醸成に努めている。	教職員・児童・保護者の 90%以上
障がいのある児童とその保護者のニーズや、児童一人一人の実態、発達課題に応じた合理的配慮の提供を行い、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、生活や学習上の困難の克服を目指した指導・支援に努めている。	教職員・児童・保護者の 90%以上
好ましい人間関係の構築と教育相談の充実を図り、いじめ・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応に努めている。	教職員・児童・保護者・地域の 100%
授業力や生徒指導力の向上を目指して、校内研修や自己研鑽に努めている。	教職員の 90%以上

7 年間計画

月	内 容
4	教育計画（学期ごとの重点事項設定）・基本方針の周知 年間計画の作成 校内研修会（児童理解） なかよしアンケート
5	校内研修会（児童理解） なかよしアンケート お話タイム（教育相談） 学校運営協議会
6	校内研修会（児童理解） なかよしアンケート お話タイム 校区別人権・同和教育懇談会
7	校内研修会（児童理解） 中間期学校評価 学校評価アンケート なかよしアンケート お話タイム 地区別懇談会 学期末懇談会
8	学校運営協議会
9	校内研修会（児童理解） 中間期学校評価の結果・改善策の公表 なかよしアンケート お話タイム
10	校内研修会（児童理解） なかよしアンケート お話タイム
11	校内研修会（児童理解） なかよしアンケート お話タイム
12	校内研修会（児童理解） 年度末学校評価 なかよしアンケート お話タイム 学期末懇談会
1	校内研修会（児童理解） 学校運営協議会 なかよしアンケート お話タイム
2	校内研修会（児童理解） なかよしアンケート お話タイム
3	校内研修会（児童理解） 基本方針の見直し 学期末懇談会 なかよしアンケート

8 関係機関連絡先

愛南町教育委員会	72-1113	8:30~17:15
愛南町子ども支援センター	73-7171	月~金 13:00~17:00
いじめ・不登校等相談専用ダイヤル	73-1820	8:30~17:00
愛南警察署	72-0110	
愛媛県総合教育センター	089-963-3986	月~金 8:30~17:15
いじめ相談ダイヤル 24	0120-0-78310	24 時間受付